

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和7年8月28日（木） 午後0時50分～午後5時45分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
情報通信部長、監察課長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「これまで全国警察を挙げて特殊詐欺被害の防止に取り組んでいるが、被害が治まらない。先日、県内の今年上半期の特殊詐欺の現状について報告を受けたが、認知件数、被害総額ともに前年同期比を大幅に上回っており危機的状況にある。この種の事案については、まずはだまされないことが重要であり、県警察もこれまで県民に対して、被害防止に向けた様々な情報発信や啓発活動を展開していることを承知している。また、検挙の面でも、最終的には犯行グループの中核や中心人物の検挙を目指して取り組んでいただきたいが、まずは検挙できる者から検挙していくなど、結果はすぐに表れないかもしれないが、引き続き、検挙・抑止の両面から、県警察としてできることを行っていただきたい」旨の発言があった。

第5 報告事項

1 令和7年7月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について

県警察から、令和7年7月中の苦情申出の受理・処理状況等について報告があった。

委員から、「苦情調査中のものが14件あるようだが、内容によっては調査に時間を要するものがあることは十分に承知している。調査期間に

については、ある程度の期限を定め、調査が長引きそうであれば、申出者に途中経過等の連絡を入れるようにするなど、申出者の心情に配慮した対応を行うことが求められる」旨の発言があった。

2 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律について

県警察から、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、訴訟に関する書類の電子化に関する規定や電磁的記録による令状に関する規定等が整備された旨の報告があった。

委員から、「今回の刑事手続 I T 化は、業務の効率化につながるものだと思う。ただ、I T 化を進めると、どうしてもシステムダウン等のリスクが伴うので、その辺りには留意していただきたい」旨の発言があった。

3 第 27 回参議院議員通常選挙違反取締り結果について

県警察から、令和 7 年 6 月 23 日設置の第 27 回参議院議員通常選挙違反取締本部は、同年 8 月 19 日をもって解散し、取締期間中、3 件の公職選挙法違反事件を検挙し、違反警告件数は 3 件であった旨の報告があった。

委員から、「前回の参院選に比べ文書の違反警告件数が大幅に減少しているが、これは、候補者や政党による選挙運動が従来のビラやポスター等の文書による選挙運動から、インターネット等を利用する方法による選挙運動へ運動方針を転換したことによることが考えられる旨の説明を受け納得ができた。また、県警察が選挙運動に目を光らせた結果、公正な選挙が行えたのではないかと思う」旨の発言があった。

4 令和 7 年秋の全国交通安全運動の実施について

県警察から、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する旨の報告があった。

委員から、「県内の交通事故死者数及び交通事故件数は減少傾向にあるので、是非、この運動期間中も、交通事故抑止に向けた効果的な施策に取り組んでいただきたい」、「夜間の歩行者による交通事故は大事故につながるので、引き続き、全ての世代への反射材着用を広く県民に周知していただきたい」、「現在のところ、昨年比べて交通事故死者数は減少しているものの、例年、日没時間が急激に早まる秋口以降は、薄暮時間帯における交通死亡事故が増える傾向にある。引き続き、交通指導取

締りや交通事故抑止に向けた施策をしっかりと推進していただきたい」旨の発言があった。

5 令和7年度第3回公安委員会の交通規制（専決分）の実施について

県警察から、公安委員会の交通規制（専決分）については、「交差点における安全対策（定周期式信号機の新設等）」、「生活道路対策として、道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」の整備」等、合計31か所（区間）を実施する旨の報告があった。

委員から、「道路に狭さを設けて物理的に車両が速度を出せなくするゾーン30プラスは、非常に良い取組だと思う。道路上に設置するラバーポールは、歩行者保護にもつながるので、誰からも見やすく頑丈な物を設置してもいいのではないかと思った」、「グリーンベルトは、視覚的にも非常に分かりやすく歩行者と車両の双方にとってメリットのあるものだと思う。一部の区間に限らず、このグリーンベルトが長い区間で実現できれば、なお、効果も発揮されるのではないかと感じた」、「ゾーン30は、学校周辺や住宅地に設けられていることが多いが、猛スピードで走行する車両も散見される。それについては、対策を講じているのか」旨の発言があり、県警察から、「いわゆる生活道路を通勤時間帯の抜け道として利用している者もいる。県警察としては、持ち運びが可能な可搬式オービスを学校周辺や住宅地のいわゆる生活道路に設置するなどして取締りを強化するとともに、学校周辺における児童等の安全確保に努めている」旨の説明があった。

6 雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業の開始について

県警察から、警察庁警備局警備運用部警備第一課が、雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業を開始し、当該モデル事業に本県警察が選定された旨の報告があった。

委員から、「今後、各都道府県警察が使用目的を定めてウェアラブルカメラの試験運用を行うようだが、将来的に本格運用が始まると、職務執行の適否や交通違反の現認状況の確認等、様々な活用方法が期待できると思う」、「当県は、雑踏警備の場においてウェアラブルカメラの試験運用を行うということであるが、具体的な使用方法是決まっているのか」旨の発言があり、県警察から、「県警察では、祭礼、初詣、花火大会等の雑踏事故を防止するための警備を実施している。ウェアラブルカメラの使用に当たっては様々な制約や制限事項があるので、今後、使用方法に

については、他の都道府県警察の使用例等も参考にしながら検討していくこととしている」旨の説明があった。

第6 決裁

公安委員会宛て苦情受理報告について

第7 その他

1 今後の取組等について

県警察から、「本日、刑事手続IT化への対応やウェアラブルカメラの試験運用について報告させていただいたが、警察活動を取り巻く環境は日々変化しており、県警察としても、時代に取り残されず柔軟に対応していかなければならないと考えている。また、本日報告した苦情申出の受理・処理状況についてであるが、苦情に関しては先入観を持たずに中立公正に調査を行い、県警察に非がないのであれば、その旨を相手方にしっかりと説明する必要がある。県警察に非があるような場合は、相手方に誠意をもって謝罪した上、反省、業務改善、再発防止策を講じるなど適切な対応を行わなければならない」旨の報告があった。

2 雑踏警備で使用するウェアラブルカメラの使用方法等について

県警察から、モデル事業として開始された雑踏警備で使用するウェアラブルカメラ（実物）を呈示し、その使用方法等について報告があった。

3 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。

4 行政処分の状況について

県警察から、令和7年7月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告があった。